

4月からの年金制度改正で国がいう高齢者の生活基盤は本当に守れるの？
「年金 0.4%カット」と「インフレ」…経済評論家・荻原博子衝撃の試算！



「会長が役員を辞任して退職金を貰うことになったが建設業許可の専任技術者としては少ない給与で勤務する予定…許可上の問題は？」との問合せがありました。県は「常勤である以上最賃は割らないようにしてほしい。給与と年金との調整は関係ない。最賃は労働局の判断になるが罰金とかになると許可の取消しにも…」との回答。労働局の賃金室は「労働者でなく役員なら最賃は適用されない。年金と調整した

結果、最賃を割っても問題はない」と説明。そこで国税局にも尋ねてみました。「役員を辞めても1～2年経ってみると『やはり役員に再度就任して欲しい…』という事はありますよね。ただ退職所得控除額の計算はまた0年からの計算になりますが…」との返答でした。つまり取締役をやめて退職金（1日でも1年として所得控除額を計算）を貰っても、労働者として専技を続ける時は最賃以上の給与が求められ、役員に再任すれば最賃以下の給与でもOKという事です。

最賃以下の給与で専技OKか 県と労働局 税務署に…



「会社の役員が労災保険を使えない事は知っていたが息子も使えないとは聞いていない。以前からそちらに頼んでいるのに…」とのお叱りの電話がありました。「役員と同居の親族は労基法の労働者とはみなされないのだから①別居にするか②特別加入を利用するか…」と説明しました。実は毎年4月に『転ばぬ先の杖！《事業主や家族の労災保険》…』という案内文書を労働保険のご依頼を受けている事業者の方へはお送りしています。しかし口頭での詳しい説明は不十分でし

た。社長には率直にお詫びし さっそく特別加入の手続きをさせていただくことに…。特別加入には4つの種類がありますが、建設業では④中小事業主等と⑤一人親方の2つがよく利用されます。他人を年間100日以上雇用すれば④、それ以下だと⑤です。日給を5千円～2万円で設定し、掛け金等は年約5万円～約15万円。ただ病院代は日給額に関係なく全額無料。現場労災以外の事務所内労災もご検討下さい。

ご存じ？『特別加入』 労災・転ばぬ先の杖…！



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611